

新病院広告付きデジタルサイネージ設置運營業務仕様書

1. 業務名称

新病院広告付きデジタルサイネージ設置運營業務

2. 業務内容

来院者への案内サービスの向上を図るため、病院情報及び各種コンテンツが一体となった広告付きデジタルサイネージを設置し、運営する。また、同広告枠に掲載する事業者等の広告主を募集し、広告を掲載する。

3. 業務場所

半田市横山町192番地

地方独立行政法人 知多半島総合医療機構 知多半島総合医療センター

4. 地方独立行政法人への移行

半田市及び常滑市（以下「両市」という。）は、「半田市と常滑市の病院経営統合に関する基本協定書」を取り交わし、令和7年4月1日に設立団体となり、地方独立行政法人知多半島総合医療機構を設立し、その機構が両病院を運営することとなる。

今後、地方独立行政法人となった場合、本事業に関連して両市と事業所間で締結された協定上の地位（権利及び義務を含む。）及び本事業実施に必要な物品は、両市が定める範囲で地方独立行政法人が継承し、本事業の実施に必要な不可欠な範囲で協定変更及び協議主体の見直し等を行うこととする。また、本仕様書の内容も、必要に応じ修正を行う。

5. 筐体の仕様等

(1) 設置条件

	大型モニター
設置場所	別紙「設置レイアウト・イメージ」のとおり
筐体寸法	高さ：210cm 程度 横幅：300cm 以内
固定方法	アンカー又はロック付きのキャスター
掲示内容	○既設案内板（医師一覧等）に掲示されている以下の内容を常時掲示すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師一覧 ・ 施設基準 ・ その他病院に関する情報
備考	<p>○既設案内板（医師一覧等）の撤去及び処分は事業者負担とする。</p> <p>○提案内容により既設モニターが見えなくなる場合、事業者の負担により当該モニターを上部へ移設すること。</p>

（２）共通事項の仕様

- ①ボンデ鋼板等の強度・耐久性に優れた素材を使用すること。
- ②地震等による転倒に対する防止策を講じること。なお、事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。
- ③設置場所が病院内であることを十分に考慮し、施設にふさわしいものとなるよう配慮すること。
- ④鋭利な角や縁、突起物等がなく、来院者に危険を生じさせることがない構造とすること。
- ⑤省エネ及び環境対策として、照明の光源はLEDバックライトとし、タイマー機能等による自動の電源管理が可能であること。また、電源確保に必要な工事等については事前協議の上、許可を得て行うこと。
- ⑥周囲と調和のとれた色合い、デザインとすること。また、配線等についても、病院内の景観及び安全を損なわない方法とすること。

（３）地図の仕様

- ①国土地理院の地図をベースに作成すること。
- ②地図内の施設情報にはピクトグラムを取り入れたユニバーサルデザインを採用し、色覚障がい者にも配慮した配色等によるバリアフリーデザインを採用すること。
- ③国土交通省監修の「バリアフリー整備ガイドライン」に沿ってデザインすること。

（４）広告掲載の仕様

- ①広告を掲載できる者及び広告の内容等については、半田市広告掲載要綱、半田市広告掲載審査基準、医療広告ガイドラインを遵守すること。
- ②広告内容については、事前に当院へ広告案を提出して承認を得ること。また、差替えを行う場合も同様とする。

- ③広告内容については、当院が推奨するものではない旨を明示すること。
- ④広告に関する問い合わせ先（事業者名及び連絡先）を明示すること。

（5）広告内容の責任

- ①広告内容、デザイン及び管理等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、当院は一切の責任を負わない。
- ②広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。また、広告内容等に関する財産権のすべてについて権利処理が完了していること。
- ③広告内容等に関する苦情等については、事業者の責任及び負担において解決にあたること。
- ④第三者から広告に関連して損害を被ったという請求が当院に対してなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、当院は一切の責任及び負担を負わない。
- ⑤広告主又は広告内容等に問題が生じたときは、速やかに当院へ報告し、当該広告の掲載を中止すること。

6. 業務にかかる費用等

- ①デジタルサイネージの設置（配線工事等含む）、撤去及び管理に関する一切の経費は、事業者の負担とする。なお、設置や撤去、配線等に係る工事は工事内容を半田市と協議の上実施するものとする。
- ②デジタルサイネージの運営にかかる電気料金については、以下の計算式によって算出する年額を一括で支払うものとする。
『筐体の定格消費電力 × 稼働時間 × 単価』

7. その他

- ①広告主又は広告内容等が各種規定の基準を満たさなくなったとき、その他広告を掲載することが適当でないと認められる事由が発生したときは、当院が広告掲載の中止を指示することができるものとする。
- ②破損や汚損、公共施設等の変更及び広告主の変更については、都度メンテナンスを行うこと。また、地図情報の更新は1年に1回以上行うこと。
- ③本仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合については、都度協議の上決定するものとする。
- ④本仕様書に明記されていない細部の事項については、当院の指示に従うものとする。